

神奈川県立花と緑のふれあいセンター特定事業に係る契約の締結について

平成 22 年 3 月 1 日開園予定の神奈川県立花と緑のふれあいセンターについて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）第 9 条の規定に基づき、3 月 13 日、県議会の議決を得て、株かながわGAパートナーズを相手方とする特定事業契約が有効に成立しました。

1 事業名

神奈川県立花と緑のふれあいセンター特定事業

2 事業場所

平塚市寺田縄 496 番地 1 ほか（旧農業総合研究所跡地）

3 事業概要

事業者は、PFI法に基づき、旧農業総合研究所跡地内の施設及び設備を除却し、花と緑のふれあいセンターの設計及び建設を行い、県に同センター（設備等を含む。）の所有権を移転した上で、同センターの維持管理及び運営を行います。

4 これまでの経緯

平成 17 年 10 月 20 日	実施方針の公表
平成 18 年 1 月 12 日	特定事業の選定
5 月 12 日	入札公告
11 月 10 日	落札者の決定（落札者：グリーンアンドアーツグループ）
12 月 20 日	グリーンアンドアーツグループを構成する企業が出資し、本特定事業の実施を目的とする特別目的会社である株かながわGAパートナーズを設立
12 月 28 日	仮契約締結

5 契約相手方

株かながわGAパートナーズ
代表取締役 岩井 雅彦

6 契約期間

平成 19 年 3 月 13 日から平成 42 年 3 月 31 日まで

7 契約金額

(1) 除却及び建物等の取得に関する費用

元金 26 億 5,937 万 968 円と元金に割賦金利を乗じた額の合計に元金に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額。なお、割賦金利は、平成 21 年 7 月 1 日東京時間午前 10 時のロンドンにおける銀行間取引金利である 6 か月物円変動金利を、20 年物固定金利に交換する際の金利を基準金利とし、1.070%を上乗せするものとする。

(2) 維持管理及び運営に関する費用

次の維持管理費及び運営費に消費税及び地方消費税相当額を加えた額から利用料金等収入見込額を差し引いた額並びに改定率を乗じて得られる当該年度の修繕・更新費に消費税及び地方消費税相当額を加えた額

平成 21 年度	1,862 万 6,835 円
平成 22 年度	2 億 2,673 万 2,960 円
平成 23 年度から平成 41 年度まで	2 億 2,673 万 2,960 円に改定率を乗じて得られる額

8 主な特徴

(1) (株)かながわGAパートナーズが花と緑のふれあいセンター（以下「センター」という。）を設計、建設し、県に所有権を移転した後、事業期間を通じセンターの維持管理・運營業務を行う、いわゆるBTO（ビルド・トランスファー・オペレート）方式を採用しています。

(2) (株)かながわGAパートナーズは維持管理・運営期間中、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による公の施設の指定管理者として、センターの維持管理・運営を行い、施設の利用料金は、自らの収入として収受します。

(3) 業務内容の詳細は、次のとおりです。

ア 旧農業総合研究所跡地内の既存施設及び設備の除却業務（除却設計、解体・撤去工事）

イ センターに関する次の業務

- ・ 建築・造園業務（設計、工事、工事監理等）
- ・ 什器・備品等整備業務
- ・ 運營業務（展示事業、体験学習事業、情報提供事業、イベント事業、県民参加事業及びサービス事業の企画・立案・実施）
- ・ 維持管理業務（入園管理、清掃、施設保守管理等）
- ・ 修繕・更新業務

(4) 県が(株)かながわGAパートナーズに支払うサービスの対価は、平成 22 年 3 月を第 1 回とし、維持管理・運営期間中、合計 81 回で支払います。

施設のイメージ図

